

## 令和 7年度第 7号 答 申

### 第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

1 令和 5年11月16日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

要望等記録制度運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）の中には、通知文の例文（以下「例文」という。）があります。しかし〇〇課の「要望等に係る確認通知書（以下「確認通知書」という。）」は、その通りに書かれておりません。ほかのどんなマニュアル等にもとづいて、書いたのですか。それが分かるもの。（〇〇課保有文書）（以下「本件保有個人情報」という。）

2 同月29日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の理由により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

実施機関において本件保有個人情報を作成又は取得していないことから、開示の対象となる保有個人情報が存在しないため。

3 令和 6年 2月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、確認通知書を書く時のマニュアル等を不開示とした部分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件保有個人情報が本当になれば、それはつまり、名古屋市の場合、例文しかないということを意味している。それだったらどうして確認通知書が例文通りに書かれていないのか。

- (2) 要望日時について、例文には△△年△月△日というふうに記されているのに対して、確認通知書は令和○年○月以降と表現している。それは、審査請求人は令和○年○月○日から毎日のように、不当要望や行政対象暴力をしているという文面であるが、実際は確認通知書の内容にあたる交通費関係の電話は24件しかなくて、○月○日までであり、あとの60件は別件である。
- (3) 例文には、件名○○○○とあるが、確認通知書には件名を書くべき所に「記」という一文字で括っているため、件名のように、取り扱う項目の名前がなく、文章の核心部分がはっきり見えてこない。ゆえに件名にした方が正しいと思う。
- (4) 例文には弁護士に関する言葉が一つもないのに対して確認通知書には詳細な弁護士情報が載せられているだけでなく、問い合わせ先も弁護士になっている。審査請求人は実施機関に質問できず、面識もなく、仕事上のつながりもまったくない弁護士に質問しなければならないというのが、誰から見てもおかしいことであり、これは脅しである。
- (5) 以上のように公文書の形式、書き方を無視し、好き勝手に作られた確認通知書は実質上、無効であり、そこから生まれたネット記事も削除しなければならない。
- (6) 実施機関の弁明理由には「記載例はあくまで例であり、必ずしも記載例のとおり記載する必要はない」とあるが、マニュアルに関係なく、好きなように書けばよいと宣言しているような言葉であり大変驚いた。市の職員でさえ、自分の自治体のマニュアルに従わないという事態を市民にどう説明したらいいか、実施機関は考えたことがあるか。マニュアルは、名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成26年名古屋市条例第45号。以下「条例」という。）の一部である要望等記録制度を正しく運用するために作られたものであって、条例と同等のものと言える。
- (7) 通知書がなぜ日時のところだけ例文のとおりでなく、令和○年○月以降というふうに書かれたのか。不当要望をしていないから、当然日時がないが、日時がないと通知書が成り立たないから、適当に何かを書かなければならないため、「令和○年○月以降」というはっきりしない書き方を選んだ。交通費の発生日は○月○日であるが、具体的にいつ交通費の要望をしたというのはどこにも書かれていない。通知書の要望日時がないというの

は要望事実がない、つまり冤罪を意味しており、冤罪を隠蔽するために正確な日時以外の言葉で、ごまかして真相を隠そうとしている。

(8) よって、具体的な日時を書かなくてもよいとする他のマニュアルが存在するはずであり、開示すべき文書があることは明らかである。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件保有個人情報、作成又は取得しておらず不存在である。
- 2 審査請求人は、確認通知書がマニュアルの記載例の通り記載されていないことについて不当であると主張しているが、記載例はあくまで例であり、必ずしも記載例のとおり記載する必要はない。
- 3 その他審査請求人が主張する確認通知書の内容や市公式ウェブサイトへの公表等については、本件審査請求と関連性がないものである。

#### 第 5 審議会の判断

##### 1 争点

実施機関が本件保有個人情報を不存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

##### 2 法の趣旨等

法の目的は、第 1条に規定しているように個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

したがって、当審議会は、この法の原則開示の理念に立って、法を解釈し、本件事案を判断する。

##### 3 要望等記録制度について

(1) 条例において定められた制度であり、職員が外部からの要望等を受けたときは、誠実かつ公正に対応するとともに、不当要望等及び行政対象暴力に対し毅然と対応することを職員の責務として定めており、組織として適切に対応していくために、要望等については、原則としてすべて記録することとされている。

(2) 要望等を受けた職員は、聞き取った要望等について「要望等記録兼報告書」（以下「報告書」という。）を作成した後、上司へ報告し、組織とし

での対応方針を決定し、要望等に対応するものとされている。不当要望等又は行政対象暴力と思料される場合には、組織的に冷静かつ丁寧な対応をすることが求められており、当該対応を行ってもなお、不当な要望等を取り下げないときは、コンプライアンス・アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の助言を受けた上で、要望等の所管部署において、要望者に対し、当該要望等を取り下げなければ公表する旨を通知するとともに、要望等を取り下げる機会があることを通知することとされている。なお、行政対象暴力に該当する場合は、公表する旨だけを通知することとされている。

- (3) 要望等への対応が終了した場合は、報告書を完結し、各所属で保存するとともに、名古屋市職員倫理審査会の審査に付された後、不当要望等及び行政対象暴力の概要、対応結果を公表することとされている。

#### 4 審査請求人に係る対応について

- (1) 令和〇年〇月〇日、審査請求人は〇〇要綱に基づく〇〇として依頼を受け、〇〇を実施する予定であったが、審査請求人が待ち合わせ場所に到着した際には、〇〇の依頼人は既に〇〇を済ませており、〇〇業務を行わなかった。

- (2) 同日、審査請求人から実施機関に対し、〇〇依頼に係る交通費等の要望が電話であり、その後約〇か月にわたり実施機関に対し、電話及びFAXによる要望等が継続したことから、実施機関は、アドバイザーの助言を受けた上で、審査請求人の要望及び言動等が不当要望等及び行政対象暴力に該当すると判断し、確認通知書の送付により審査請求人に通知した。

- (3) 確認通知書には、当該要望等を取り下げる場合は実施機関へ連絡すること、当該要望等の取り下げ以外の場合の連絡先として、アドバイザーの連絡先が記載されていた。

- (4) 審査請求人は、確認通知書の受領後、アドバイザーに電話で連絡をしたが、実施機関へ連絡をしなかったため、実施機関は、当該要望等は取り下げられなかったと判断し、市公式ウェブサイトには要望等の概要を掲載した。

#### 5 本件保有個人情報について

- (1) 本件保有個人情報は、実施機関が上記 3(2) に基づき、確認通知書を作成する際に参考にした、運用マニュアル以外のマニュアル等である。

(2) 運用マニュアルには、確認通知書の記載例が掲載されている。

## 6 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人は、確認通知書が運用マニュアルの記載例どおりに記載されておらず、アドバイザーの情報が連絡先として記載されており、運用マニュアル以外に記載の参考としたマニュアルが存在しなければ、確認通知書の記載は不当であると主張している。

(2) これに対し実施機関は、審査請求人の主張に対し、記載例はあくまで例であり、必ずしも記載例のとおり記載する必要はないと主張している。

(3) 事務局が実施機関に確認したところ、確認通知書にアドバイザーの連絡先等の情報を記載した理由として、相談時にアドバイザーから提案があったことに加え、要望等記録制度の制度所管課に確認し、同様の事例が過去にもあったことから記載したとの説明があった。

(4) また、事務局が要望等記録制度の制度所管課に確認したところ、確認通知書の記載内容については、アドバイザーと相談の上、決定するものであり、事案ごとに記載内容は異なる場合もあるとのことであった。

(5) 以上を踏まえると、確認通知書は運用マニュアルの記載例どおりには記載されていないものの、それが他に本件保有個人情報に該当するマニュアル等の存在を認めるに足りる事情とまでは言えず、本件保有個人情報は存在していないとする実施機関の説明に特段不合理な点があるとは言えない。

7 審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審議会の結論に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

## 第 6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6年 3月21日	本件審査請求に係る諮問書の受理
4月22日	本件審査請求に係る弁明書の受理

6月17日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和 7年 4月28日 (令和 7年度第 1回)	調査審議
5月30日 (令和 7年度第 2回)	調査審議
6月30日 (令和 7年度第 3回)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
8月22日 (令和 7年度第 5回)	調査審議
10月24日 (令和 7年度第 7回)	調査審議
11月21日	答申